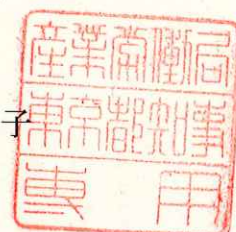


7 産 労 農 水 第 395 号

令 和 7 年 5 月 1 日

神奈川県内水面漁場管理委員会 長 殿

東京都知事 小池 百合子



内共第 12 号第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可について

令和 7 年 4 月 21 日付内管委第 1006 号をもって答申のあったこのことについて、別添のとおり認可したので通知します。



内共第 12 号遊漁規則の変更について

1 遊漁券の値上げについて

種苗購入費や放流経費が高騰しているため、遊漁料金を値上げする。

また、遊漁料の値上げに合わせてこいの遊漁料をあゆ以外の魚種と同じ料金として低く抑えることで、遊漁者の負担を一部軽減する。

(例) 年券(投網なし全魚種) 旧 5,000円 ⇒ 新 6,000円
日券(投網なし全魚種) 旧 1,000円 ⇒ 新 1,500円

(遊漁料の額及び納付方法)

第 8 条 遊漁料の額は、下表のとおりとする。ただし、第 1 号の場合において、遊漁者が小学生以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

対象魚種	漁具 漁法	期間	遊漁料 (消費税込)
あゆ・こい・ふな・うぐい(マルタウグイを含む)・ おいかわ・うなぎ	手釣 竿釣 投網	1 年	9,000 円
		1 日	2,500 円
あゆ・こい・ふな・うぐい(マルタウグイを含む)・ おいかわ・うなぎ	手釣 竿釣	1 年	6,000 円
		1 日	1,500 円
こい・ふな・うぐい(マルタウグイを含む)・おい かわ・うなぎ	手釣 竿釣	1 年	3,000 円
		1 日	500 円

2 電子遊漁券の導入について

オンラインシステムを利用した遊漁券販売をできるよう遊漁規則を改正する。電子遊漁券の導入により遊漁券を買うことができず多摩川で遊漁をしてこなかった遊漁者の取り込みが期待でき、遊漁券収入の増収を見込む。

7 東 内 管 第 5 号
令和 7 年 4 月 24 日

東 京 都 知 事 小池 百合子 殿

東京都内水面漁場管理委員会
会 長 安永 勝昭
(公印省略)

内共第 12 号第 5 種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可について（答申）

令和 7 年 4 月 15 日付 7 産労農水第 253 号で諮問のあったこのことについて、令和 7 年 4 月 16 日開催の第 1 回東京都内水面漁場管理委員会において審議した結果、知事諮問のとおり異議のない旨決定したので答申します。

内管委第 1006 号
令和 7 年 4 月 21 日

東京都知事

小 池 百 合 子 様

神奈川県内水面漁場管理委員会
会 長 井 貫 晴 介



内共第 12 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（答申）

令和 7 年 4 月 15 日付け 7 産労農水第 253 号により諮問のありました標記のことについて、令和 7 年 4 月 16 日開催の第 5 回神奈川県内水面漁場管理委員会において審議した結果、諮問事項の内容のとおり異議ない旨決定しましたので、答申します。

問合せ先

神奈川県内水面漁場管理委員会事務局 河野

電話 (045) 210-8556 (直通)

FAX (045) 210-8908